



平成25年10月21日

厚生労働省老健局長
原 勝 則 様

住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会
代表幹事 山王丸 由紀子



介護保険制度の見直しに係る意見書

私たち住民参加型在宅福祉サービス団体は、介護保険制度が導入される以前から、「誰もが、高齢になっても、障害があっても、互いに支えあい、安心して身近な地域で暮らし続けられること」を願い、住民同士の「たすけあい」による幅広い生活支援サービスをすすめてきました。そして、制度によるサービスが徐々に整備されるにしたがい、それらとも連携し、あるいは自らその担い手となり、一人ひとりの利用者・住民に寄り添いながら、画一的ではない温かみのあるサービスを提供してきました。特に、制度外の多様な支援については、一定の基準やルールに基づいた運用ではなく、住民相互の助け合いとして取り組まれているところに、ニーズへの柔軟な対応や交流や仲間づくりにつながるところに大きな特徴があります。

現在、介護保険制度の見直しの議論がなされていますが、特に、予防給付を市町村を実施主体とする新たな地域支援事業に位置づけ、ボランティア・NPO等による住民参加による生活支援サービスなどを積極的に要支援者への支援として位置づけることについては、我々の活動にも大きな影響を及ぼすものとして高い関心をもって、受け止めています。

特に、ボランティアや住民参加を基盤とする活動を、要支援サービスのひとつとして位置づけられることについては、単なる安上がりの制度サービスの代替とならないか、あるいは、制度のひとつとして位置づけられることによって、これまで培ってきたインフォーマルサービスとしてのメリットを失うことにならないのかなど、危惧する点も多くあります。

現段階においては、確定した将来像を描くことができていませんが、私たちの立場から、この度の介護保険制度の見直しに係る意見を表明するとともに、私どものような住民参加型の取り組みを展開している当事者とも意見交換をする場をもうけていただくようお願い申し上げます。

記

1. 要支援者・要介護者等へのサービスの一層の充実

介護保険制度を支給限度額まで利用し、不足分を「たすけあい」で補っている利用者や、本来であれば制度で行うべきターミナルケアまでを「たすけあい」でカバーしているケースなどがあります。こうした利用者は、サービスを利用しうる所得があるために、地域生活が可能となっています。

必要なサービスについては、所得の多寡に関わらず利用できるよう、地域におけるサービス提供の仕組みを充実させる必要があります。

介護保険制度が創設される以前は、市町村がサービス提供の判断をしていたことから、利用者がサービスの選択をすることができない状態にありました。

今後、要支援者へのサービス提供を市町村で実施していく際には、市町村の責任として多様なサービスメニューを地域に確保し、必要な人に必要なサービスが行き届くよう、市町村の取り組みを十分にしていける仕組みを検討する必要があります。

2. 高齢者全般の地域生活を支えるための機能の確保

高齢者の介護度を問わず、孤立しがちな高齢者が地域で生活していくためには、①介護や家事援助などの身の回りのお世話や、食事サービス、移動サービス、②地域のなかでの交流の場や仕組み、③保健・医療・福祉専門職、新聞配達や水道・ガス・電気などの民間事業者、民生委員やボランティア、地域住民などによる見守り、④一定の専門性のある者によって行われる生活全般の見守り（確認）や財産等の管理が総合的に行われる必要があります。

こうした機能の確保が十分になされるよう、それぞれの機能に着目した仕組みを地域に確保する必要があります。

3. ボランティアやNPO等市民活動の基盤整備を図ること

① 活動団体等への支援

多様な生活支援サービスが地域の高齢者のニーズに応じて広がり、多くの住民がこうした取り組みに関わることは、地域住民の当事者意識や、新しい共生の文化を作りうる人びとの育成もつながっていきます。

こうしたボランティアな活動を、地域の中で増やしていくためには、一定の公費を投入する必要があります。特にニーズとボランティアサービスをマッチングし、要支援者の生活を継続してささえるコーディネーターなどの運営費を適切に支援することが必要だと考えます。

② 地域内のボランティアな活動の連携・協働の促進

民間非営利で行っている私たちの団体の規模は各地で様々であり、担い手は地域の課題を解決したいという「志」をもとに活動しているため、一つの団体で責任をもって、地域の全てのニーズをカバーすることはできませんし、お互い、足りない部分を補い合うことも必要です。

そこで、地域の団体がネットワークを組み、地域の要援護者を多様な団体に支えていくための、団体間のプラットフォームづくりを推進する必要があります。

こうしたプラットフォームの事務局は地域包括支援センターが担うのではなく、むしろボランタリーな団体のなかで、地域の実情に応じて担うことが必要であり、要援護者一人ひとりへのケアマネジメント的な機能は、その人を中核的に支える団体が必然的に担っていくことが必要だと考えています。

なお、様々な団体に要援護者を支えていく際には、一定の個人情報やプライバシー情報を共有することになるため、共有する情報の範囲や、共有する団体の範囲を検討する必要があります。

4. 新たなサービス創出への支援

今後、制度外サービスへの期待がより一層高まっていくものと考えていますが、その期待に応えていくためには、新たな担い手の確保が前提となります。そのための養成講座の開催経費や広報のための経費などを、市町村行政担当者にもわかりやすい形で、制度化していくことが必要です。

また、過疎地など、担い手の少ない地域においても、新たなサービスが創出される仕組みを検討していく必要があります。高齢者が高齢者を支えていく仕組みも含め、検討する必要があります。

5. 制度のわかりやすさと事務負担軽減の工夫

制度見直しにあたっては、利用者と家族にとってわかりやすく利用しやすい制度になることを望みます。また、現行の介護保険制度では、サービス提供にかかる必須事務に加えて、帳票類を整えるための事務に多大な労力と時間を要しているのが現状です。できる限り保険者及び事業者の各種手続き事務を簡素化することが急務であると考えます。

6. 市町村へのガイドラインの提示等

この度の介護保険制度の見直しにあたり、実際にどのように展開していけばよいのか右往左往している市町村が少なくありません。経過措置期間が設けられるとしても、国は私たちの考え方をご理解いただき、市町村に対しできるだけ早期に、あるべき地域包括ケアの姿を具体的に提示していく必要があると考えています。

そうしたうえで、市町村は、現に活動している多様な実施団体から意見を聴取し、具体化を図るべきと考えます。